

## 坂出市歯と口腔の健康づくり推進条例

### (目的)

第1条 この条例は、歯と口腔の健康が心も体も元気で自分らしく自律して生きるために重要な役割を果たしていることに鑑み、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）および香川県歯と口腔の健康づくり推進条例（平成23年香川県条例第45号）の趣旨を踏まえ、歯と口腔の健康づくりの推進に関し、基本理念を定め、坂出市（以下「市」という。）、歯科医師等（すべての歯科保健医療・保健指導に係る業務に携わる者をいう。以下同じ。）、市民等の責務を明らかにするとともに、歯と口腔の健康づくりの推進に関する市の施策の基本となる事項を定めることにより、すべての市民の生涯にわたる健康の保持および増進に寄与することを目的とする。

### (基本理念)

第2条 歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行う。

- (1) すべての市民が生涯にわたり、自ら生活の質の向上のため積極的に歯科疾患の予防ならびに口腔機能の獲得、維持および向上に取り組むこと。
- (2) すべての市民がライフステージに応じて適切かつ効果的な歯科健診、歯科保健指導、歯科相談、口腔ケア等の歯科口腔保健に関するサービスおよび医療を受けられるよう、保健、医療、福祉および教育の関係機関（以下「関係機関」という。）と事業者が連携して環境を整備すること。

### (市の責務)

第3条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的に実施するとともに、歯科医師等、関係機関および事業者との連携および協力に努めるものとする。

### (歯科医師等の責務)

第4条 歯科医師等は、基本理念にのっとり、市が実施する歯と口腔の健康づくりに関する施策に協力し、関係機関および事業者との連携を図り、良質かつ適切な歯科口腔保健に関するサービスおよび医療を提供するよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、歯と口腔の健康づくりに関する知識および理解を深めるよう努めるものとする。

2 市民は、市が実施する歯と口腔の健康づくりに関する施策に参加し、生涯にわたって歯と口腔の健康づくりに自ら取り組むよう努めるものとする。

(関係機関の責務)

第6条 関係機関は、基本理念にのっとり、相互に連携を図りながら協力し、市民の歯と口腔の健康づくりを推進するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、事業所において雇用する従業員の歯科健診等を受ける機会を確保し、従業員の歯と口腔の健康づくりの取組を支援するよう努めるものとする。

(基本的施策)

第8条 市は、歯と口腔の健康づくりを推進するため、次に掲げる基本的施策を実施するものとする。

- (1) 乳幼児期、学齢期、成人期(妊産婦である期間を含む。)、高齢期等におけるそれぞれのライフステージの特性に合った有効な歯科疾患の予防ならびに口腔機能の獲得、維持および向上に関すること。
- (2) 障がい者、障がい児、介護を必要とする高齢者等の歯科疾患の予防ならびに口腔機能の獲得、維持および向上に関すること。
- (3) 歯と口腔の健康づくりに関する情報収集および普及啓発に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりの推進に関すること。

(基本的計画)

第9条 市は、歯と口腔の健康づくりに関する施策を推進するため、基本的計画を市の健康増進計画に定めるものとする。

(財政上の措置)

第10条 市は、歯と口腔の健康づくりに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。